

➤ 葵西小、入野小、和地小の土曜日放課後児童会を利用する方へ

令和8年度 浜松市土曜日放課後児童会のご利用案内

(運営事業者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所)

令和8年度の土曜日放課後児童会児童会の利用を希望される方は、この案内をお読みいただき、必ず事前に利用登録等の手続きを行った上で、ご利用くださいますようお願ひいたします。

利用登録は毎年度必要です。

◎次の期日までに下記の利用登録手続き等を行ってください。

| 利用開始月 | 各手続きの期限・提出先 |
|--------------|--|
| 令和8年4月 | <p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書</p> <p>提出期限：令和8年3月6日（金）まで</p> <p>提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> • 土曜日基本料（日額700円） ※市が徴収します 平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落としますので、<u>土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。</u> • 会費（おやつ代、登録料） ※運営事業者（シダックス）が徴収します。 <u>「シダックス（中央区）③口座振替案内について」等をご確認いただき、必要に応じて、記載の期限までに手続き等を行ってください。</u> |
| 令和8年5月 以降 | <p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書</p> <p>提出期限：土曜日利用の開始を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない）</p> <p>提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <p>上記「利用開始月が令和8年4月」の場合と同様です。</p> |

＜問い合わせ先＞

- 土曜日放課後児童会の利用方法や会費支払手続きに関するご質問
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 浜松営業所 053-451-7057
- その他土曜日放課後児童会に関するご質問
浜松市学校・地域連携課 児童会管理グループ 053-457-2423

1. 土曜日放課後児童会の概要

(1) 利用対象となる児童

平日に浜松市が実施する放課後児童会を利用しておられ、就労証明書等で、保護者の土曜日の就労等が確認できる家庭の児童のみ利用できます。

(2) 開設場所

土曜日放課後児童会は合同開所となります。

| 開設場所 | 放課後児童会名 | 所在地 |
|-------|------------|---------------|
| 入野小学校 | めだか放課後児童会 | 中央区入野町 6470-1 |
| 葵西小学校 | 葵西放課後児童会 | 中央区葵西二丁目 25-2 |
| 和地小学校 | わじ第1放課後児童会 | 中央区湖東町 2005 |

※ 利用できる土曜日放課後児童会は、「利用登録書」で選択した1か所のみです。年度途中での変更はできません。

(3) 開所時間

午前8時～午後6時30分 ※ 昼食は各自持参していただきます。

(4) 開所予定日（年間開所予定日数 50日）

| 令和8年 | | | | | | | | | | 令和9年 | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | | 1月 | 2月 | 3月 |
| 4日 | 2日 | 6日 | 4日 | 1日 | 5日 | 3日 | 7日 | 5日 | 9日 | 6日 | 6日 | |
| 11日 | 9日 | 13日 | 11日 | 8日 | 12日 | 10日 | 14日 | 12日 | 16日 | 13日 | 13日 | |
| 18日 | 16日 | 20日 | 18日 | 22日 | 19日 | 17日 | 21日 | 19日 | 23日 | 20日 | 20日 | |
| 25日 | 23日 | 27日 | 25日 | 29日 | 26日 | 24日 | 28日 | 26日 | 30日 | 27日 | 27日 | |
| 30日 | | | | | | | | | | | | |
| 31日 | | | | | | | | | | | | |

※警報発令時等により児童の安全が確保できないと判断した場合や、学校行事等により使用できない場合は、急遽休会とすることがあります。

(5) 保護者負担金

「土曜日基本料」は浜松市が徴収し、その他おやつ代や保険料などの「会費」は運営事業者が徴収します。

①土曜日基本料 ※市が徴収します。

日額 700円

②会費（おやつ代、登録料） ※運営事業者（シダックス）が徴収します。

詳細は運営事業者へご確認ください。

2. 土曜日放課後児童会の利用登録手続き

入会の時期等に応じて、手続き期限が異なります。下記をご確認いただき、期日までに利用登録手続きをしてください。

(1) 提出書類

児童1人につき1部、「利用登録書」

※「利用登録書」の提出をもって、利用登録の完了となります。

(2) 提出期限

①令和8年4月入会の児童

令和8年3月6日（金）必着

②令和8年5月以降に入会の児童、または年度途中で土曜日利用が必要になった児童

土曜日の利用を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない）までに提出

<注意> 5月9日（土）に利用する場合→提出期限：5月1日（月）18時までに提出

(3) 提出先

平日ご利用の放課後児童会

3. 保護者負担金の支払手続き

(1) 土曜日基本料（日額700円）※市が徴収します。

①納入方法

利用した月の利用日数に応じて、平日基本料と同日に徴収します。

原則として、「口座振替」によるお支払いとなります。

納期限（口座振替日）は、利用した翌月の末日です。

②支払手続き

平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落としますので、土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。

(2) 会費（おやつ代、登録料）※運営事業者（シダックス）が徴収します。

①納入方法

おやつ代は、利用した月の利用日数に応じて、徴収します。

登録料は、平日ご利用の放課後児童会の運営事業者がシダックス以外の場合のみ、徴収します。登録料は、年度の最初もしくは利用初月のご請求となります。なお、年度途中から利用開始する場合でも登録料に変更はありません。

原則として、「口座振替」によるお支払いとなります。納期限（口座振替日）は、利用した翌月の27日です。

②支払手続き

運営事業者からの「シダックス（中央区）③口座振替案内について」等をご確認いただき、必要に応じて、記載の期限までに手続きを行ってください。

4. 土曜日放課後児童会の利用方法

(1) 利用予約

利用の都度、利用登録した土曜日放課後児童会に対し、保護者が直接Eメールにて、利用希望日を予約することが必要です。

(2) 土曜日放課後児童会の連絡先（利用予約先のEメールアドレス）

| 開設場所 | 放課後児童会名 | 電話番号 | Eメールアドレス |
|-------|------------|---------------|--------------------------|
| 入野小学校 | めだか放課後児童会 | 070-8793-4393 | shidax07087934393@au.com |
| 葵西小学校 | 葵西放課後児童会 | 070-8793-4389 | shidax07087934389@au.com |
| 和地小学校 | わじ第1放課後児童会 | 070-8793-4394 | shidax07087934394@au.com |

(3) 予約方法

利用登録した土曜日放課後児童会のメールアドレスに、次の項目をメールに記載して、送信してください。

■利用予約メールへの記載項目

【件名】利用日 土曜日予約 児童名

【平日の利用児童会名】○○放課後児童会

【学年】○年

【ふりがな】○○○○

【児童氏名】○○○○

【来会予定時間】○○：○○

【お迎え予定時間】○○：○○

【お迎えに来る人（続柄）】○○○○（●）

【備考】（伝えておきたいことを記載）

（メール文例）

【件名】0404 土曜日予約 浜松太郎

- ・めだか放課後児童会
- ・1年
- ・はままつ たろう
- ・浜松 太郎
- ・8：00
- ・16：00
- ・浜松 一郎（父）



(4) 利用予約（利用予約の取消）の期限

利用予約（利用予約の取消）は、利用（取消）を希望する土曜日の前週金曜日の18時までに、連絡してください。

例) 4月の土曜日に利用する場合

| 利用日 | 利用予約（利用予約の取消）期限 |
|-----------|-----------------|
| 4月 4日（土） | 3月 27日（金）18時まで |
| 4月 11日（土） | 4月 3日（金）18時まで |
| 4月 18日（土） | 4月 10日（金）18時まで |
| 4月 25日（土） | 4月 17日（金）18時まで |

例) 5月前半の土曜日に利用する場合（平日・祝日に関わらず予約期限は同じ）

| 利用日 | 利用予約（利用予約の取消）期限 |
|----------|-----------------|
| 5月2日（土） | 4月24日（金）18時まで |
| 5月10日（土） | 5月1日（金）18時まで |

＜注意事項＞

- 期限時点でおやつや教材の発注・準備や支援員のシフト調整等をしますので、期限後のキャンセルや当日欠席の場合、原則保護者負担金は徴収させていただきます。
- 災害等による休会や出席停止に該当する疾病の場合、または在籍小学校での集団感染等による学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖で利用児童本人が感染していなくても利用を差し控えなければならない場合は、期限後の取消でも保護者負担金は徴収しません。

(5) 利用予約した日を取り消す方法

利用予約をした土曜日放課後児童会に直接連絡をしてください。連絡方法は、取消を行う日により異なります。

①前日正午までにキャンセルする場合

利用予約した土曜日放課後児童会の携帯メールアドレスに、次の項目をメールに記載して、送信してください。

■利用予約の取消メールへの記載項目

【件名】利用日 土曜日予約キャンセル 児童名

【平日の利用児童会名】○○放課後児童会

【学年】○年

【ふりがな】○○○○

【児童氏名】○○○○

【取消理由】○○○○

（メール文例）

【件名】0404 土曜日予約キャンセル
浜松太郎

- めだか放課後児童会
- 1年
- はままつ たろう
- 浜松 太郎
- 祖母宅に預けるため



②当日キャンセルする場合

電話で、利用予約をした土曜日放課後児童会に連絡してください。

※ 当日、利用予約をした土曜日放課後児童会と連絡がとれない場合は、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所 053-451-7057」へご連絡ください。

5. 利用にあたっての注意事項等

下記の注意事項をご確認いただき、ご了承の上、利用登録を行ってください。

(1) 利用について

- 土曜日放課後児童会は、土曜日に保護者が家庭にいない児童の遊びや生活の場です。土

曜日に就労等がない場合は利用できません。

- 利用登録後に、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず平日ご利用の放課後児童会へ申し出てください。
- 平日ご利用の放課後児童会にご提出いただいた「誓約書」は、土曜日放課後児童会のご利用時においても適用されます。
- 退会後は、土曜日放課後児童会もご利用できません。
- 児童には集団での生活で協力して取り組むことや、遊びや生活の場面での決まりごと等を守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いします。

(2) 放課後児童会での生活について

- 土曜日放課後児童会では、生活指導・自主勉強・自由遊び・読書・集団遊びなどをします。
- 学習指導は行いません。宿題などは保護者が必ず確認してください。
- 土曜日放課後児童会を利用する際はお弁当を持たせてください。
- 食物アレルギー等により市販のおやつの提供を受けることができない場合は、必ず、「利用登録書」にご記入ください。別途アレルギー対応がある方は、必要に応じて、浜松営業所から保護者へご連絡いたします。

(3) 送迎について

- 保護者の送迎により児童会へ来所、帰宅するようお願いします。
- 保護者の仕事が終わり次第、速やかにお迎えに来てください。
- 開所時間内（午前8時から午後6時30分までの間）の送迎を厳守してください。
- 利用予約で報告した来所予定時間よりも来所が遅れる場合は、利用予約をした土曜日放課後児童会へ電話で連絡してください。
- お迎えに来る方は利用予約メールに記載していただきますが、行きに送ってくる方と、帰りに迎えに来る方が異なる場合は、来所時に支援員までお知らせください。

(4) 持ち物について

- 持ち物には、すべて名前の記入をお願いします。

【持ち物】

上靴、弁当（おはしも忘れずに）、水筒（飲み物は多めに。夏季は特に多めに）、
勉強道具、ノートやお絵かき帳、本（必要に応じて）、タオル、ハンカチ、ナプキン（昼食用・
おやつ用で計2枚）、帽子、着替え（下着も含む）

- 金銭及び貴重品・ゲーム・カード・シール・お菓子など不必要なものは持たせないでください。